

令和3年度第1回佐倉市環境審議会（公開）

会議概要

日時	令和4年3月25日（金）午後1時30分～午後3時30分
会場	佐倉市役所 社会福祉センター3階中会議室
出席委員（10名）	
	井上 隆夫 委員（公募市民）
	押尾 敏夫 委員（公募市民）
	金子 拓也 委員（公募市民）
	小西 由希子 委員（公募市民）
	高山 順子 委員（千葉県教育庁 教育振興部）
	武間 豊夫 委員（元千葉県 都市部長）
	中村 圭三 委員（敬愛大学 名誉教授）
	原 慶太郎 委員（東京情報大学 客員教授）
	本橋 敬之助 委員（元公益財団法人印旛沼環境基金 上席研究員）
	半谷 恵美子 委員（佐倉商工会議所 常議員）
事務局	環境部 宮本部長
	生活環境課 菅沼課長 秋葉副主幹 遠藤副主幹 忍足主任技師
	阿部主査補 山下主査補
書記	生活環境課 山下主査補
傍聴人	1名

会議次第

1. 開会
2. 部長あいさつ
3. 事務局紹介
4. 委員自己紹介
5. 議事
 - （1）第2次佐倉市環境基本計画の進捗状況について（報告）
 - （2）佐倉市谷津環境保全指針の改定について（報告）
6. その他
7. 閉会

会議内容

1 開会

事務局（生活環境課長）により開会

2 環境部長あいさつ

【環境部長】

みなさまこんにちは、環境部長の宮本でございます。

近年、環境関係と申しますと、ご案内のように、地球温暖化による気候危機の問題から、社会全体での脱炭素化への関心が非常に高まっております。国におきましても、「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げまして、積極的な対策が求められるというところがございます。佐倉市といたしましても、このような状況を踏まえまして、昨年8月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いまして、今後、国や県の施策を踏まえつつ、佐倉市としての取組を進めてまいりたいとそうように考えているところでございます。

本日の会議でございますが、令和2年度から計画期間が始まりました「佐倉市環境基本計画」の進捗状況について、ということと、もう一点、佐倉市谷津環境保全指針の改定について、のご報告でございます。

今後とも、皆様のお力添えを賜りながら環境行政を進めてまいりたいと思っておりますので、広く皆様がたのご意見、ご見解等をいただければと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3 事務局紹介

4 委員自己紹介

(部長退出、傍聴人入室)

5 議事 (1) 第2次佐倉市環境基本計画の進捗状況について(報告) (2) 佐倉市谷津環境保全指針の改定について(報告)

【司会(生活環境課長)】

では、これから会議次第の5「議事」に入ります。

本日の議事でございますが、報告といたしまして「第2次佐倉市環境基本計画の進捗状況について」と「佐倉市谷津環境保全指針の改定について」の2件でございます。

ここからの議事の進行につきましては、佐倉市環境審議会条例に基づき、本橋

会長にお願いいたします。

【議長（会長）】

会長の本橋です。

では、早速、議事を進行させていただきます。今日の議事は、次第にありますように「第2次佐倉市環境基本計画の進捗状況について」と「佐倉市谷津環境保全指針の改定について」の2件について、諮問に付すものではなく、あくまでも報告というかたちで受けたいと思います。

それでは、まず佐倉市環境基本計画の進捗状況について、事務局から報告を受けたいと思います。

【生活環境課】

第2次佐倉市環境基本計画の令和2年度における進捗状況について報告いたします。

お手元の資料「第2次佐倉市環境基本計画の進捗状況について（令和2年度分）」の1ページ目をご覧ください。

まず当計画の概要でございますが、計画期間は令和2年度から令和13年度までの12年間であり、目標とする環境像を『印旛沼をめぐる私たちの暮らしを理解し、水と緑とのつきあい方をみんなで考えるまち』として取り組んでいるものです。

この環境像を達成するために、5つの分野における基本目標を定めており、目標とする環境像の実現に向けた取組を進めております。

また、目標とする環境像の達成に向けた施策・事業のなかでも、特に本市の環境づくりにおいて重要であると考えられる施策・事業を『重点プロジェクト』として位置づけ、環境分野だけではなく、観光振興やまちづくりといった他分野の施策・事業との連携のもと、優先的な推進を図っております。

本計画の推進にあたっては、庁内各所属との連携や、市民・事業者との協働による推進が不可欠です。そのために、当審議会をはじめ、市民や事業者の皆さまと市が協働のうえ、計画を推進してまいります。

続いて、資料の2ページ目をご覧ください。令和2年度における当計画の進捗状況について順に説明いたします。

まず、成果指標の実績についてです。成果指標とは、5つの基本目標の達成に向けて定めた指標のことであり、令和2年度における実績は『表1 第2次佐倉市環境基本計画進捗状況』のとおりです。なお、同表最右段の『令和2年度時点達成状況』は、令和2年度の実績値を、計画の中間年度である令和7年度における中間目標値により評価したものです。

なお、表中では基準年度を平成30年度としているところですが、指標番号⑬番の『市域から排出される温室効果ガス（CO2）排出量』及び⑭番の『市の事務事業から排出される温室効果ガス（CO2）排出量』の2つの指標につきましては、数値計算の都合上、基準年度を平成25年度としております。

令和2年度につきましては、多くの指標が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける結果となりました。

まず、環境学習会やごみゼロ運動をはじめとする多くのイベントが中止となり、その結果、指標の番号で申し上げますと④番の『佐倉ふるさと広場の来場者数』や⑮番の『協働による環境保全活動参加者数』が、基準年度と比べて減少しました。

また、マスクや消毒に係る物品の使用が増えたこと等により、生活系ごみの量が増加し、指標番号⑤番の『ごみの総排出量』が増加しました。

また、当感染症が環境に対して正の影響を与えたと考えられる点もございまして、公民館など多くの公共施設が休館となったことで、指標番号⑭番の『市の事務事業から排出される温室効果ガス（CO2）排出量』が減少するとともに、多くの企業が事業活動を縮小したことにより指標番号⑧番の『河川BOD環境基準』や⑩番の『光化学オキシダント環境基準』の達成率が増大しました。

なお、指標番号⑬番の『市域から排出される温室効果ガス（CO2）排出量』につきましては、千葉県が発表するデータをもとに算出するものですが、令和2年度分の千葉県データが未公表であるため、指標の実績値も未確定となっております。

続きまして、資料の3ページ目をご覧ください。各基本目標の主な実績について、かいつまんだかたちとなりますが、説明をさせていただきます。

まず、基本目標1『豊かな自然を守り育てるまち』に関してですが、印旛沼の水質浄化対策を目的とした浚渫及び水の流動化を図る導水対策事業の実施について、国・県に対し要望をいたしました。

また、基本目標2『限りある資源を有効に利用するまち』についてですが、ごみの分別の徹底を図るために、ごみの分別一覧表を、日本語版の他に、英語・中国語・スペイン語版につきましても各2,000部ずつ作成いたしました。

次に基本目標3『安心して快適に暮らせるまち』についてです。市では、住民の健康と生活環境を保全するために、騒音・振動・悪臭等により環境へ影響を及ぼすことが想定される事業所との間に『環境保全協定』を締結しております。令和2年度におきましては、工業団地に新規進出した2社及び既存事業所1社の計3社と本協定を締結いたしました。

続きまして、基本目標4『地球環境に配慮したくらしを实践するまち』についてです。地球温暖化の防止や家庭におけるエネルギー利用の効率化等を図るた

めに交付している『住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金』につきまして、令和2年度におきましては、太陽光発電システム36件、エネファーム8件、定置用リチウムイオン蓄電システム75件の交付をいたしました。

最後に基本目標5『協働による環境保全の楽しさを未来に伝えるまち』についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、ゴミゼロ運動をはじめとする各種環境イベントが中止となり、環境保全活動参加者数が減少いたしました。また、同様の理由により、環境に関する交流会・ワークショップは実施いたしませんでした。

続いて、資料の4ページ目をご覧ください。こちらには、令和2年度における『重点プロジェクト』の実績を記載しております。それでは、順に説明いたします。

まず、『プロジェクト1 谷津保全を継続する仕組みづくり』につきまして、市民が民有地において実施している自然環境保全活動に関して、谷津環境保全指針に基づき、市として地権者に対する協力依頼を行いました。

次に『プロジェクト2 親しまれる印旛沼の再生』についてです。当プロジェクトに関しましては、印旛沼の水質浄化のための啓発を目的として実施している『印旛沼クリーンウォーク』を、新型コロナウイルス感染症に配慮のうえ、参加団体ごとの分散により開催しました。また、観光振興の観点から、印旛沼において観光船の周遊を実施するとともに、新しい試みとしてカヌー体験を実施し、サイクリングロード沿いの舟戸一里塚に駐車場を整備しました。

『プロジェクト3 環境パートナーシップの形成』につきましては、市民公益サポートセンターに登録している市内環境保全団体に対し、事業実施等に係る情報提供を行いました。また、自治会や子ども会等の団体が古紙・古繊維・ビン・カンの回収を行った場合、その回収実績に応じた報奨金を交付しました。

最後に、今後の方向性についてです。今後は、新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえ、主に次のような方向性のもと計画を進めていきたいと考えております。

まず、基本目標1『豊かな自然を守り育てるまち』及び5『協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち』についてですが、新型コロナウイルス感染症への対策に配慮しながら、畔田谷津ワークショップ等の環境保全活動を継続いたします。また、印旛沼クリーンウォークをはじめとする啓発事業について、同感染状況を見極めたうえで実施を検討してまいります。

次に基本目標2『限りある資源を有効に利用するまち』についてです。現在、ごみの減量化・再資源化等、環境保全に配慮した事業活動を営む小売店や商店会等に対する認定制度である『佐倉市リサイクル協力店・佐倉市エコロジー推奨店認定制度』を実施しておりますが、引き続き、この認定制度に関する周知を図つ

てまいります。なお、本制度につきましては、令和4年度以降に『4R推進協力店認定制度』と名称を変更のうえ、更なる内容の充実を図っていく予定です。

続きまして、基本目標3『安心して快適に暮らせるまち』についてです。日頃より、事業所等に対して、関係法令の規制基準を遵守するよう指導を行っているところですが、事業所等の事業活動はコロナ禍において大きく変動をしている状態です。つきましては、そのような事業活動の変動にも注視しつつ、引き続き定期的な監視を行ってまいります。

最後に、基本目標4『地球環境に配慮したくらしを实践するまち』についてです。施設建設費・事業者の経費・金利等を、省エネルギー改修による光熱水費の削減分により賄うESCO事業の公共施設への導入については、導入施設の規模や性質、設備の状態等の条件に大きく影響を受けることから、ESCO事業者への聞き取り等により市場調査を行い、複数施設での同時実施や事業実施のタイミングについて検討してまいります。

また、県内自治体の気候変動適応計画の策定状況を把握するとともに、地域における気候変動適応に関する拠点となる地域気候変動適応センターの設置状況に関する情報収集を継続してまいります。

第2次佐倉市環境基本計画の令和2年度における進捗状況の報告につきましては、以上です。

【議長（会長）】

今の説明に対して、何か質問等ございましたら挙手して発言をお願いいたします。その前に、事務局に対してお尋ねしますが、委員のみなさまに渡した資料というのは、タブレットの中だけですか。ペーパーベースでも配付しているのでしょうか。

【生活環境課】

事前にメールでの資料送付と併せて、メールで行えないかたには郵送で紙ベースで配付をしております。

【議長（会長）】

今の説明を聞いていて、例えば、普通の文言のところの説明はいいんですけど、表なんかで説明されるときに、なかなか操作しにくいところがあります、委員の皆様は、各自でこの資料をペーパーベースで持ってきているわけですか。

【生活環境課】

いえ、持ってきておりません。

【議長（会長）】

私自身は慣れていないものですから、非常に見にくい。ペーパーベースだと1枚で表全体を見れるんですけどタブレットでは見るというのは、慣れてる人はいいかもしれませんが、見にくい。

【生活環境課】

予備のペーパーは少数ですが用意してございますが、もしご入り用であれば。

【議長（会長）】

これからの会議の中で、どうするかの問題も関わってくるわけです。ペーパーベースでやるのか、それともタブレットで併用してやるのか、それともタブレットオンリーでやるのか。これによって説明の仕方がずいぶん違うんじゃないかなど。まあ、これはおそらく、佐倉市のゼロカーボンの関連のなかで、ペーパーベースじゃなくて、タブレットでやりましょうとそういう意向だと思うんですけど。どんなもんですかね、そこはケチっても（あまり変わらないのでは）。色々ディスカッションするときにはやっぱりペーパーベースのほうがしやすいかなど私自身感じるんですけど。

そこらあたり各委員からなにか要望ありましたら十分に聞いて配慮してください。私のほうからはちょっとそういうお願いします。

それでは、委員の皆様、今の事務局の説明に対して、なにか質問ございましたら、どうぞ。

【委員】

1 ページ目の真ん中のあたりの基本目標5「協働による環境活動の～」と書いてありますが、その間に「保全」が入ったほうが自然ではないかなと思います。環境活動というのがピンとこないです。何をするのか、ということがここに書かれていないといけないと思います。

【生活環境課】

こちらにつきましては、令和2年にすでに策定してある環境基本計画のものをこちらに転写してある、ということになります。当然に環境基本計画の冊子のなかでは、基本目標5に対する内容の説明も含めて、写真なども活用しまして、重点プロジェクトにも関わることでございますので、例えば、ごみに関することや、自然の保全に関すること、なども含めて、佐倉市のなかで、住民参加による協働で色んなことをやっていこうということを掲げているものでございまして、

この文言についての訂正というのは、今この場で応じることが出来ないのですが、その点は申し訳ございません。

【委員】

願いを一つ、それから質問を二つしたいと思います。お願いは、2 ページ目の進捗状況の表で、目標年度である 2031 年度の目標値も、列を設けてその数字を挙げた表にさせていただくと、全体像が眺められるのではという気がいたしますので、ご検討をお願いいたします。

質問の一つは、項目の 12 番目、生活排水処理率という項目で、93.9%ということで、これは千葉県全体の 89.1%に対してかなり上回った、頑張った数字ということで大変よろしいかと思いますが、この中で、公共下水道分がどのぐらい占めているのか、93.9%のうち何%が公共下水道分か、ということが分かれば教えていただきたいと思います。

質問の二つ目は、湖沼の水質改善ということで、浚渫という言葉が出てまいりましたけども、私は松戸の東葛土木におりました時に、手賀沼の浚渫事業というのをやっていました。ただ、非常に少ない予算でやるものですから、浚渫土量全体のなかでは、まったく微々たるものしか一年一年、実施できなかったということで、本当にこれが効果的な事業なのだろうか、ということをご自身疑問に思ったようなこともありました。で、ここで浚渫、もうすでにされているのですかね？ 土木のほうで。

【生活環境課】

河川のほうで浚渫は行っておまして、あと一部試験的な浚渫は千葉県のほうで行っております。

【委員】

本格的な事業としてはまだ着手していないということですか。

【生活環境課】

はい。

【委員】

そうですね。その浚渫ということをご相当大きなお金をかけてやるのだっただけでしようけど、たかが県の事業でやるとなれば、非常に微々たるものになってしまうのではないかと懸念をいたしておまして、その環境サイドから見た浚渫というものの位置づけとか評価とか期待とか、それはどう

いう風なものなのでしょうか。ということを二つ目に質問させていただきたい
と思います。以上です。

【生活環境課】

まず一点目、生活排水処理率のパーセンテージのことですが、令和2年度の状
況の中で申し上げますと、人口といたしましては、佐倉市全域で、173,216人
です。公共下水道の接続済みの人数につきましては、158,051人。なので、公共下
水道の接続は91.25%となっております。その他の数字といたしましては、農業
集落排水につきましては236人。合併浄化槽のうち、高度処理型のものとし
ましては4,294人となっております。

二点目、浚渫について、ということですが、こちらの要望につきましては、佐
倉市のほうで国、県への要望ということで、市の企画部門を通して市全体のもの
として、千葉県と国のほうに要望しているものでございます。浚渫につきまして、
と導水、水を流すことよっての印旛沼の水質の改善を図る手立てのひとつと
して、浚渫と導水の併用を要求していることとなりますが、なかなか、委員おっ
しゃるように浚渫、ということに関しては、印旛沼の底泥に関しては、内部生産
につながるものもございまして、実施していただきたいのはやまやまの
ですが、なかなか今浚渫を行うということの時期も難しいこともあるのですが、か
なり前にはそういった計画が国のほうであった、ということがありまして、やは
り印旛沼の水質の改善を図るためには、そのような面源系のきれいにした水を
流すとか、公共下水道の普及を図るといったことのほかに、内部生産を行われ
ている底泥の関係も含めて浚渫ということに対しては、期待をしているとい
うことは全くないわけではございません。ただ、実現できるかということに関
しては、難しい、費用が大変かかるものだという認識しております。以上です。

【議長（会長）】

今の浚渫に関して、私が現役の頃、手賀沼の浚渫に対し指導をし、また今の
印旛沼に対しても、ある程度指導的なことをやっておるわけですが、正直言
えば、浚渫で沼がきれいになる、なんていうことは夢物語です。もしやるのだ
ったら一気にやればいいことですが、それはもう予算的にできない。ただ、それ
を施工する土木部にとっては金を請求する場合において、治水のためというよ
りも、環境保全のためにやるのだと言ったほうが、お金が取りやすい。まあ
そういう風に考えてもらえばいいんじゃないかなと思います。確かに印旛沼の
場合の浚渫は、環境問題というよりも、むしろ治水や、水の容量をある程度確
保すると。というのは、かなりもう埋まっておりますから、それが目的だとい
う風に考えて、ディスカッションは避けてもらえればと思います。

【議長（会長）】

今の問題にも関連するんですけど、事務局から説明には、背景となる数字的なものが一切入っていないんですよ。むしろそういう数字が欲しいんですよ。例えば4ページのプロジェクト1には、具体的な内容がほとんど書かれていない。それからプロジェクト2に対しては、サイクリングロードと駐車場を整備したといっても、どの程度の規模で整備したのか。そういう数字をもし見たいといった場合に、何を我々頼りに見たらいいんでしょうか。説明ではああやった、こうやったといくらでも美辞麗句は並べられるけれども、じゃあそれらを具体的に示すエビデンスはあるのか、それは何を見て我々は判断したらいいのか、それちょっと教えてもらいたいんですけども。

【生活環境課】

生活環境課の秋葉です。こちらの数字的なものですが、環境基準の達成率については、毎年変わるものでございまして、その都度、出してはいるのですが、それで達成した、しないで、一喜一憂するものでもないかなというところがあります。ただ、一回ずつ、例えば基準を超過したということがございましたら、原因を突き止めて改善していく、のが責務だと思っておりますので、それについては十分に行ってまいります。

生活排水処理について、合併処理浄化槽の設置及び維持管理の補助金の交付というものは、実数字がございまして。ただ、それを以て多いか少ないかというのはなかなか難しいということがございまして、これについては、公表することも可能かと思っております。例えば、農業集落排水処理施設の維持管理はもちろん実施しているところですが、未接続者への接続、という部分については、プライベートな部分がございまして、これも下水の接続促進依頼と同様、これを何軒行って何軒つないでもらった、というのを公表するのは、難しい案件ではないかと思っております。

【生活環境課】

補足しまして、基本目標にそれぞれ対応したできたことに関しては、資料のほうに、そういった欄を設けていければと思います。先ほど、委員からもご指摘があったように、2ページの表の一番右側に2031年の数値を入れるなど含めて数値として表現できるところは、採用していきたいと思っております。以上です。

【委員】

2ページ目の最後の⑰のところ、おとなに何かやっても、その先何をやって

くれるかというのはあまり効果ないと思うのね。学校に出前講座というかたちでやると、子どもたちはそれを実践してくれますので、一回例えばゴミ拾いをすれば、その人はもう捨てないです。そういう講座を開いてあげれば、ここの数字はもっといい形になると思います。要するに、将来的に環境活動、要するにゴミを捨てないっていうそういう活動につながっていくような手立てをここでやるべきじゃないのかなという風に思います。

【生活環境課】

環境学習の機会を、という風に承りました。学校のことは、専門以外になってはくるのですが、あくまで私見で言わせていただくと、学校の出前講座については、かつてのゆとり教育から脱却、ということで、総合学習という時間はあるんですけれども、もちろん環境（学習）に取り組む、という学校もございますけれども、歴史とか、郷土史とかそういったものに取り組む学校も非常に多くてですね、今現在、私の感触では、学校の出前講座に入る余地はちょっとないような状況です。代わりと言ってはなんですが、市で、ここ二年はコロナ禍で中止せざるを得ない状況で、実施してないのですけれども、印旛沼の観光船を使った学習会、市で募集しての事業も取り組んでおります。先ほど総合学習というところでは入り込めない、ということをお願いしたのですが、一学校が、印旛沼に関して毎年総合学習で印旛沼湖畔に来ていただいて、そのほか、湧水の地点をめぐったりして、子どもたちに環境の大切さを教える、という授業を実施している学校もございますので、もうちょっと市内の学校にそういう時間を作っていただけたらなあという風に、期待しているところでございます。

【廃棄物対策課】

補足で、ごみについての子ども達への教育で、小学4年生の「私たちの佐倉市」の教材で、ごみの分別、ごみってどんな風に処理されているの、という内容をやったり、清掃工場の見学は、小学校4年生全員を対象に行っています。また、私ども廃棄物対策課では、コロナ禍の少し前は小竹小学校に出前講座をやって、子どもたちの前でごみの分別、リサイクルの大切さをお話させていただきましたので、このコロナ禍がまた終息しましたら、そういう出前講座を引き続きやっていきたいなと思っています。以上です。

【委員】

今のお話の部分ですけども、僕は次の議題の、谷津環境保全指針 23 ページのところに、この環境教育とか環境学習の実施についてはあるので、そこで、色々お話ししようかと思っていたのですけれども、現役のときは、教育委員会で環境

教育を担当しております、学校のメンバーや、市の環境部とのつなぎをやってたりしてたんですけども、また実際、自分が中学校で校長をしていた時に、環境面で色んな学習を進めていきました。それで、一番肝心なのは、環境部から直接学校に言っても難しいです。市の教育委員会を通すとか、教育事務所あると思うんですけども、教育事務所になると印旛郡市全体になっちゃうので、佐倉市の教育委員会と、常にリンクして、担当指導主事がかならずいるはずですので、そこに生活環境課から、いろんなかたちでサジェスションするといいですよ。例えば、予算を年間3万でも5万でもいいので、自分たちでも色々調べてごらん、という風に進めるための補助金じゃないけど、助成金みたいなかたちで、やってあげたりすると、ずいぶん学校のほう変わってくると思うし、今おっしゃっていたように、コロナの関係で学校全然できないんですよ。そういう状況にあるので、コロナもいつまでも続かないと思うので、また出来る範囲のことは新しい取組として、どんどん進めていただけるといいなという風に思います。必ず教育委員会を通したほうが、話が早いです。学校によって、校長によって、考え方もずいぶん違っちゃうし、環境教育に関して非常に熱心な方もいらっしゃる、そうでない方も実際いらっしゃる、この辺は市の方針として、連携しながらやっていただくのがいいかなというのが、思っています。ついでだから話しちゃうと、今11の市内の市立中学校があるんですけど、実際科学部持っているの二つだけなんです。佐倉中学校と上志津中学校。それ以外は一切、こういうものないんですよ。実際、やっているところは、佐倉中学校なんかはビオトープ、城址公園の中の、あそこをやってらっしゃると思うんですけど、それ以外のところはなくて、小学生は結構それなりに水の学習あるので、印旛沼のことを調べたり色んなことやっているけど、中学、高校っていくと非常に稀になってきちゃうっていうのがある。それで、生物多様性じゃないけど、環境に関わる人間の多様性っていうのもね大切だと思います、僕らボランティアやっている、みんな年金生活者みたいなかたちになっちゃって、あと大学生が一部入ってくれているぐらいなんです。それで、肝心の若者たちがなかなか入ってない。色んな世代が、働き盛りのお父さんお母さん、やってらっしゃるところもあるのだけれども、そういうところも実際のところ少ない部分なので、小学生を大事にするのはいいのだけど、中学生で運動やってらっしゃるお子さんは、それで忙しいのかも知れないけど、そうでないお子さんも色々いらっしゃいます。虫の好きなお子さんもいれば、鳥の好きなお子さん、植物の好きなお子さん、色んなかたちで佐倉の好きなお子さんすごく多いと思うんですね。そういうところを、ターゲットにいただいて、色んなかたちで、繰り返しになりますけど、連携していただくといいのかなという思いがあります。これはお願いです。

【委員】

環境基本計画の工程管理についてお伺いしたいいたします。今回、令和2年度の点検が回っているのですけれども、年度の今頃になってしまうのでしょうか。つまり、この概要を読むと、令和3年度に向けてやります、というのが令和4年の今出てくるわけです。コロナ対応など色々あると思うのですが、そのあたりの工程管理はどのようになっていますか。以上です。

【生活環境課】

大変遅れて申し訳ございません。こちらのほうの進捗状況の管理ですけれども、やはりデータのほうで出てくるものがどうしてもすぐ出てこないものがございまして、そちらのほうを待っていると、どうしても年度の終わりのほうになってしまうような状況でございます。今後につきましては、なかなか難しいところではございますが、もう少し早い段階でご報告できるように考えていきたいと考えています。

【委員】

第1表の佐倉市環境基本計画進捗状況の1「豊かな自然を守り育てるまち」の②ニホンアカガエルの卵塊確認地点数のところですが、目的達成、ということになっておりますが、このニホンアカガエルというのは、谷津の環境を示す指標として使われるものだと思います。それで、地点数11地点というのは、谷津のどの辺に分布しているのか、ということと、それから、11というのは、同じ場所で11あったのか、移動していて全部で11あったのか、それとあと地点数の中の卵塊の数が、増えているのか減っているのか、どういう風になっているのかその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

【生活環境課】

この11地点については、環境保全活動が行われており、さらに生物調査がその活動団体によって行われていて、卵塊の存在が確認されている、という点で地点数を11地点挙げています。場所を具体的に申し上げますと、西御門の市の管理地、さらに直弥公園、ほかに市の管理地では、畔田谷津の下流域と中流域、これはそれぞれで2つとカウントします。さらに、五反目谷津、さらに坊谷津、白井作、城址公園の近くの鷹匠ビオトープ、岩富地区の大谷津、佛供谷、蔵之後谷津、これで11地点、という風にしております。卵塊の数については、地点ごとに経年のデータがあるのですけれども、数については問わずに、存在を確認できている、という点で計上している、ということになります。以上です。

【委員】

細かいところからですけど、まず資料の3ページ目、基本目標2で英語、中国語、スペイン語で2000部、という風を書いてあって、これは報告で、やったことがこうなのでしょうけど、例えば、今話題になっているベトナムからたくさん人がきているとか、その人口に対して適切な対応なのかどうかというの、次年度の活動に向けて、検証すべき点かなと思うところと、あとはですね、達成・未達成ということと、目標がリンクしてんのかどうかというところがちょっと気になってまして、上から未達成、達成、未達成となっていて、未達成のところについて、重点的に取り組んでいくんだと思うんですけども、例えば、基本目標3、次年度の、4ページの今後の方向性というところで、この5つの目標を達成するに向けて、次年度こういうことをやっていこうと書いてあるんですけど、これがだから、未達成とリンクしているのかどうかという点が気になってまして、具体的にわかりやすいのは、基本目標3「事業所等における規制基準の遵守について、コロナ渦での事業活動の変動にも注視しつつ、引き続き定期的な監視を行います。」という風を書いてあって、監視を行うことによって、この3のところの未達成のところは達成できるのか、例えば、自動車騒音がこういう活動で、達成に向けて、目標が達成されるのかどうか、そこが気になっています。今は3ですけど、全体的にちょっと現状の認識と目標の設定がリンクしていない気がします。

【廃棄物対策課】

外国語版のごみカレンダーの需給バランスと申しますか、そういうのは正直言うと、バランスはとれておりません。今現在、英語、スペイン語、中国語などですね、翻訳を出しているのは、広報課の翻訳者が、その言語のかたがいらっしゃる、ということで訳していただいているものでございまして、実際に外国のかたの数で申しますと、今アフガニスタンのかたとベトナムのかたの伸び率が結構高いという風に把握しております。今現在、私ども職員の個人的なつながりで、ベトナム語の話者の方に訳してもらっていると。また、アフガニスタンのかた、ダリー語、ペルシャ語なのですが、これもやはり職員の伝手を頼って簡易版のごみカレンダーを作ってもらっていると。それを利用して、集積場所に設置したり、欲しいというかたには配付したり、しているのが現状でございまして。なるべくマッチするように新たな言語の翻訳についても検討したいと思っております。以上です。

【生活環境課】

3番の「安心して快適に暮らせるまち」の今後の方向性、こちらのほうが進捗

状況と合っているのかどうか、ということですが、確かに未達のものとしては、自動車の騒音振動の件と、生活排水処理率、ということで、それと事業所の規制基準の遵守については、直接的に結びついておりません。事業所等の規制基準の遵守につきましては、どちらかというと河川のBOD、大気、光化学オキシダント、こちらのほうに結びついてくるようなものでございまして、令和2年度の状況といたしましては、全部達成しているという状況でございます。ただ、自動車騒音の環境基準の達成というものにつきましては、市のほうでできる施策としてはなかなか難しいものがございまして、これをやればこれが改善される、というものがないものですから、なかなか難しいような状況でございます。また、生活排水処理率につきましては、他部署にはなるのですが、下水道の普及を頑張っていくというのと、佐倉市のほうでは、合併処理浄化槽の補助金、維持管理の費用の補助をやっておりますので、そちらのほうを頑張っていく、ということになります。

【委員】

私は、今後の方向性のところで、やはりもう少し戦略的に考えてもいいのかなと感じました。それは、例えば、基本目標1などは、例えば印旛沼周辺はナガエツルノゲイトウがものすごく今深刻で、県の予算で、確か農政と環境と防災かなんかで、新たに予算がついて、その防除などにも力を入れ始めていると思うのです。それから、目標2のごみのところなのですが、佐倉市、ちょっとデータを見ると事業系のごみが若干増えていて、今あのプラスチック資源循環推進法が2022年4月1日から施行されるわけです。佐倉市でも、プラスチックのなかのペットボトルが、いままで回収されなかったものが、家庭のごみとして回収されるようになるんですね。で、やはりそうしますと、そういうペットボトルの回収率を上げるとか、事業者のプラスチックごみの対応についてもっと働きかけていくとか、もう少し、今の国とか県とかの動きにつながるような目標を定めることが、ちょっとこれ、もちろんこれも大事なのですけれど、これまでどおりのものをやるというよりは、もう1段階戦略的に働きかけることがやはり必要じゃないかなと思いました。

【委員】

4ページのプロジェクト3、環境パートナーシップの形成、の中で、情報提供を生活環境課からいただきました。本当にこれ助かりました。自分もやっている中でたくさんの情報をいただいて、参考になって、色んなかたちで、直接の会議がない場合でも、Youtubeで見たり色んなかたちで電子媒体使いながらできたというのは、本当にこれはありがたかったです。今後とも継続をお願いしたいと

思います。以上です。

【議長（会長）】

議題1の基本計画の進捗状況については、一応ここで終わりにしたいと思えます。ここで、5分間休憩をして、それから議題2の佐倉市谷津環境保全指針の改定について、報告を受けたいと思えます。

（休憩）

【議長（会長）】

では、佐倉市谷津環境保全指針の改定について、報告を受けたいと思えます。事務局お願いします。

【生活環境課】

佐倉市谷津保全指針の改定について、報告いたします。

これまでの佐倉市谷津環境保全指針は、佐倉市環境基本計画（以下「基本計画」という。）における、印旛沼と谷津の保全に係る取組方針として平成18年3月に策定したものでした。

第2次基本計画においては、谷津の保全と活用に取り組むとしていることから、施策の方針及び具体的内容を定めるものとして、社会情勢の変化を踏まえ、現状に沿う内容に整理し、指針の改定を行い、今年度末の完了を予定しております。見直しにあたっては、現在、保全活動をおこなっている市民ボランティアの方々からご意見をいただくとともに、市の関連各課との調整をおこない、①2次基本計画の重点プロジェクト1として掲げております「谷津保全を継続する仕組みづくり」に対応する指針となること。②前指針が谷津の保全に取り組む市民にとって、活動の拠りどころとなっていたことから、今回の指針改定により改めて市の方針を示すことにより、活動者や保全活動に興味・関心がある市民にとっての新たな動機づけ（モチベーション）となること。③施策について、前指針において行った「モデル事業」の位置づけを整理し、現に保全活動が行われ、現地の生物多様性が調査により確認されている谷津を「谷津環境保全地」と改めて位置づけること。④施策について、これまでの取組内容を踏まえ、現在実施していることの延長線上に設定し、今後の執行体制においても無理なく実行可能な内容。としております。

佐倉市谷津保全指針の改定についての報告の説明は以上でございます。

【議長（会長）】

今の説明に対して質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

3 ページ目、谷津地形についてというところの、2 段落目。本市が含まれる千葉県北西部の下総台地は、とありますが、この地形は関宿から香取まで、ずっとつながっている地形だと思うのですよね。利根川に沿った北総全体。だから、千葉県北部の北総台地は、とするのが、まず第 1 点。鹿島川流域を考慮すれば、千葉県北部の下総台地、のほうが適切であろうと思います。そこのところに図が 2 枚入っていますが、縄文海進の時代と香取の海の時代、この 2 つが入っています。これは、はじめにのところで、印旛沼とその水系の保全を重点取組のひとつに掲げていますので、印旛沼になったという事実、印旛浦が印旛沼になった、これ 1600 年のときに、利根川を付け替えたから印旛沼になったわけです。そのあと、1960 年ごろだと思うのですが、新川から花見川を含んだ、これで印旛沼の出口が出来た、この事実がこの中に書かれてないと、大昔のことだけがここにボンとあって、今のことが書かれてない、というのはちょっと不都合かなと思います。

2 つ目は、4 ページ目の 4 行目に、谷津の定義が書かれているのですが、谷津田、斜面林、及び斜面林とつながる台地の一定面積で囲まれる集水域を一つの谷津の単位としていますと、谷津田が広くて、センターラインのように川があったら谷津と言わないのかどうか、谷津のでき方を考えると、小さい谷津と大きい谷津と、字名でも確かあるはずで、小谷津と大谷津。ここで定義されているのは、「小谷津」に相当するのではないかなと。5 ページの本文 1 行目の後半に、その中には、小川や水路、湿地や水田、ため池といった水環境や、様々な環境が含まれています。とあって、前で定義したこととここで定義したことが少し矛盾があるような気がします。

質問の 3 つ目は、7 ページの図 7 谷津の集水域、これちょっと前に述べましたように、広い川があったら谷津と言わないのかという。鹿島川自体は幅が 1 キロくらいあると思うのですが、田んぼの幅がね。高崎川はもっと狭いのです。こういうのは谷津と言わないのかどうか、この 3 つが読ませていただいたなかで、私が、頭で整理がつかなかったことです。以上です。

【生活環境課】

主に歴史と言いましょか、市史、谷津のでき方等についてご質問等を承っております。最初の北西部を北部とするのが、というご意見につきましては、そのまま鵜呑みにして丸写ししたわけではございませんけれども、出典として、佐倉市史考古編、というところで、そこから引用させていただいておる文献でございます

ます。これについては、作者、編集者のほうと、話もさせていただいて、もちろん引用の許可、ということもございますけれども、説明を受けて、このように北西部という表記にしたところがございます。谷津の定義についても、同様でございます。小谷津田なのか、谷津田なのか、細かい知識が正直言って、知識がございません。ただ、この指針については、谷津の保全に関すること、ということでもありますので、例えば、これから活動をしましょう、やってみたい、というかたに向けて、道しるべとなるようなものであればよいなというところで、作成しておりますので、割と大雑把と言ったら語弊がございますが、初めて谷津田という言葉聞いたかたにわかりやすいように工夫して作成したものでございます。最後に3番目、大きな河川流域、鹿島川等については、谷津田として定義しないのか、というご質問でございましたが、谷津保全指針については、主に、本文のほうにも記載してございますが、保全活動をすべく、保全しようとする土地に向けて、そこをターゲットに作成したものでございますので、どちらかという小河川等で、小さい田んぼがあって、というところで、活動する者にとって、有意義な資料となるべく作成したものでございます。もちろん、大きな意味では、鹿島川も谷津だと、ということにはなるのであろうかと思いますが、市内に多く存在する小河川を持った谷津田について、今回の指針については、記載をさせていただいているところです。以上でございます。

【委員】

要するにちっちゃい谷津だけを、ということね。我々が活動できる小さいところをターゲットにしているんだと、ということですね。

【生活環境課】

そうです。小さいところ、特に湧水などが湧出しているような場所などについて取組みを進めていこう、ということが今回の指針策定の目的でございます。

【委員】

実際のところ、高崎川の中流域には、自噴はあるんですよね。あのくらいのサイズは、要するに1キロもないようなサイズね。田んぼの幅が1キロもないようなサイズは、谷津としてとらえて、そこで色んな活動ができるようなことをこの中で謳っていたほうが、いいかなと思うんです。

【生活環境課】

おっしゃる通り新たにですね、活動の場所、保全をしたいという市民が現れた場所について、この指針をもとに活動していただければ、とは思っておりますけども、

現行ですね、開発が進むような谷津田が非常に多い中で、市民が活動を継続している谷津田がある、そこをどのように守っていこうか、保全を進めていこうか、というものを考えて作ったものでありますので、決して新しい場所で活動する妨げにはならないように作成したつもりでございますので、その辺は広い意味で受けていただければと思います。

【委員】

私たち白銀小のサポートしているのですけども、白銀小は、高崎川のところで田んぼ作っているんですよ、実は。和田のほうのやつはここに載っていますけれども、高崎川が対象となれば、白銀小の活動もここに載るんです。もうちょっと広い目で見ると、子どもたちが、谷津、要するに環境保全しようっていう立場のところまで多分行くのだと思うのです。今のところは、コメを作って、おいしかったっていうところまでのところなのですけど、その前のところもこういうところで掬ってあげると、いいかなと思います。

【生活環境課】

はい、活動にご協力いただきありがとうございます。先ほどのひとつ前の議題のところでもありましたが、環境学習にも大いに谷津の活動っていうのは、大きなウェイトを占めると思います。今後、子ども達が大人になった時に、そういう体験が非常に有意義であるということは、私自身も感じているところがございますので、そういった活動があれば、積極的にサポートしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【委員】

この指針の中に、生物多様性の保全、生態系サービスのことなども非常に詳しく書かれていて、私自身も谷津田の保全っていうのは、生物多様性の保全を具現化したそのものだなという風に感じております。ここまで詳しくできているのは、いずれ佐倉市の生物多様性戦略に導かれていくものなのかなと期待を持って読ませていただきました。二点お伺いしたいのですが、一つは、谷津田の保全は環境さんだけでなく、公園とか農政とか、他部局との連携も非常に重要に今後なると思うんですね。その辺は、実際どんな風に取り組んでらっしゃるのか、できればここにそういう他部局との連携が盛り込まれているとよかったなと感じております。二点目は、森林環境譲与税の活用が、こういう谷津田の保全には、活かされていくものだと思うのですが、財政的なバックアップについては、なにもここには書かれていないですが、この森林環境譲与税、今後森林環境税になりますが、もっと活かされていく必要があると思うので、どこかにやはり盛り込んでい

ただくのがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【生活環境課】

都市部、農政部との連携ということでございますが、多くの谷津を抱えている、畔田谷津は、仮称西部自然公園内にございますので、この中で、環境（部局）が活動することについては、都市部公園緑地課と協議して、事業を進めているところです。ちょっと農政との連携という部分では、次の質問の森林環境譲与税についてなんですけれども、今使い道について内部の委員会を作りまして、課長級が出席しているところですが、内部で慎重に進めているところです。生活環境課長も会議のメンバーですので、環境についての予算がかなり厳しい中で、なにかひとつ、メニューを立ち上げられたらなと思っておりますので、ちょっとその辺は、中でもう少し揉んでから皆さまに発表できる機会があればと思っております。以上でございます。

【委員】

伺いたいメインは、20 ページですけれども、環境保全するっていうのは、特にこういう自然豊かな環境を保全していくというのは、大変重要なことかなと、思っているのですが、まずボランティアに依存している部分がいぶあるんじゃないかということに加えて、土地の所有状況が、民有地がほとんどになっていて、今、その土地を持っている方の合意はあるのでしょうか、先々どうするのかっていうところに、先ほどのご質問にあったお金の部分と絡んできて、要するに、土地を持っている方の意向っていうのが、まずはメインだと思うんですね、残念ながら。場合によっては、売るとか売らないとか開発するのかっていう方もいないとは限らないので、そういう状況を想定した場合の対応について、指針なので、盛り込むべきなんじゃないかと少し思うんですけれども、その地権者が開発するなんてことになれば、それはやむなしなのか、買い取るのか、予算限られているっていうお話でしたけれども、その辺の対応を少しでも議論するか、指針に盛り込むか、なにかしたほうがいいんじゃないかと思いました。

【生活環境課】

市有地以外の、民間の、個人で所有されている土地の件についての質問と拝聴いたしました。実際、活動している場所には、個人所有の土地も、多くございます。これについては、今まで、過去においては、口約束で活動の許可を得ていたんですが、代替わりとか開発の話とか、そういったものがございますので、現在は、覚書等を交わさせていただいて、土地に何かしらの相続とか発生する場合はご相談いただきたいという旨を土地所有者と交わしております。実際、相続で、

という問題は生じております。今のところ、開発、という点では、中には都市部に近いところもございますけれども、南部と呼ばれる田園地帯が多く存在しておりますので、こちらのほうは農地だったり、ということもございまして、さほど開発というところにまでは達していない状況です。委員のご指摘のとおり、指針に謳うべきではないかという問題もあろうかとは思いますが、これは1対1の話し合いでパターンも千差万別でございますので、ひとつのかたちとして、ここに載せてしまうと、プライベートな部分で、身動きが取れなくなってしまうのでは、ということもございまして、この中では謳っておらず、それぞれの場面に適応したかたちで、交渉や話し合いを進めさせていただいているのが現状でございます。以上でございます。

【委員】

今を受けて、交渉や話し合いを続けるっていうそれも指針だと思うのですね。要するにメンバーがごっそり変わった時に、交渉や話し合いを続けるかどうかっていうのは指針に書いてないので、交渉や話し合いを続けるかどうかっていうのは、人が変わった時に、継承されないと思うんですよ、指針にないので。次のかたが、そういう口伝えの方針、指針をどういう風に受け取るのか、指針はここにあって、指針に書いてないことはその通りに動く必要はないわけですよ、基本的には。その覚書等について、何も書いてないので、何もやらないということになってしまうんじゃないかという危惧があります。

【生活環境課】

職員について、ということでもよろしいでしょうか。例えば、私が異動したあとの、異動してきた職員が、やらないと言い出すのではないかという。

【委員】

やらないっていうか、要するにマニュアル、例えば口頭ですすね、そういう話になってると言われても、じゃあドキュメントはどこにあるかっていう話になったときに、指針にありますと。ただ指針には何も書いてないわけですよ。で、例えば私が引き継いだ場合に、書いてないことをやるべきかどうかっていうのは迷いますよね。

【生活環境課】

今現在の方針としましては、異動した場合の引き継ぎ書には必ずその旨は記載しております。それから、業務内容のところについても、事細かに詳細についてまでは書いてないですけども、土地・借地に関する旨は引継ぎ等事務事項に含

まれていますので、今の時点では、私は問題ないと思っているのですね。土地所有者も、こういった話をすると大変恐縮ですけれども、知らない間に相続が、始まっているという例もございますので、定期的に土地所有者の調査を行って、取りこぼしということがないように、気をつけて事業を進めているところでございます。以上でございます。

【委員】

これで最後にしますけれども、やっぱり今後細分化していくと思うんですよ、所有者が。で、佐倉に住んでいれば、ある程度理解してもらえと思うのですが、そうじゃない可能性のほうが高いとされていて、やっぱりそういうときに、所有者が移転・相続することによって、無くなる可能性が高いなという印象をすごく持ちます。で、それに対する対策なので、ここには盛り込むべきだと私は思います。引き継ぎ書に書くっていうのは、任意で書くことであって、次に引き継いだ方が書かなかつたら引き継がれないわけです。そういうリスクが相当あるので、指針なので、指針には盛り込むべきだと思います。

【議長（会長）】

今の話、非常に込み入った話ですが。しっかり意見として聞いて、事務局で検討してください。それしか方法はないと思います。

【生活環境課】

はい、意見として拝聴いたしまして、参考にさせていただきます。実際問題、相続で、市原だったり、八千代だったり行っている、ということはございますので、非常に今後生じる問題だというのは認識しておりますので、ありがとうございます。

【委員】

先ほどもお話させてもらった23ページのところで、環境教育・環境学習の実施についてのところなんですけど、さっきお話あったように、市の職員のかたの出前授業等うんぬんとあるんですけども、先ほど申し上げたように、教育委員会との連携をしていく中で、子どもに直接ではなくて、教師、学校の先生に向かっての研修会、これを絶対実施するべきです。私ども、市民カレッジのグループで、こちらの阿部さんや、山下さんに2時間ほどレクチャーを特別にいただいたんですけども、非常に分かりやすく、これだけのものが佐倉の宝物として、あるんだと。これを子どもたちに知らせるのはもちろんなんですけども、他市から来ている先生とか、もともと佐倉で生まれて育ってる先生でも、谷津の重要さ

っていうのは、認識されてる方少ないです。ですので、是非、将を射んと欲すればまず馬を射よ、じゃないですけども、先生を馬にしたら悪いんだけども、先生たちに、これだけ佐倉で教育するうえでは、大事なんだよということを。専門家の、行政の立場から、教育委員会の研修の中に、例えば、1年間の中に1コマでも2コマでもですね、2時間でも3時間でも入れていただくと、先生方の意識が変わりますので、若い先生方なるべくターゲットにして、これから30年近くずっと教員生活やるような方たちを狙ってですね、1人でも多くの先生がワークショップに参加するようなかたち、まあ月曜日やってるのは無理だけど、いろんなかたちでボランティア活動なんかもできるんじゃないかって、思うんで、ぜひご検討いただければと思います。以上です。

【議長（会長）】

ほかになにか。ないようでしたら、今日のこの審議会は、議題1、2に関して終わりましたその他に入りますけども。ここでちょっと私、会長から事務局にひとつお願いがあるんです。

今日各委員から出てる質問はですね、早めにこの資料を各委員に配付して、それに対する質疑があったら早めにいただく、そしてそれに対する事務局の回答を返す、これをやっていけば、正直なところ、今日みたいに長い時間かからないわけですよ。そういうことで、事務局の今回の審議会に関しては、非常にまずい感じがします。もう少し早く資料を委員の方々にの配付し、質問を受けていけば事務局のほうも行き当たりばったりの回答じゃなくて、十分に吟味したようなかたちで回答できるはずなんです。それをなぜしなかったのかと。事務局の怠慢じゃないかとおもいます。今後、こういう審議会が、報告会があった場合においては、もっと資料を早めに作成して、委員に配布して、質疑を受け、質疑回答表を作成して、それに沿い説明をしていただきたいと思います。

【委員】

今、会長のほうからお話ありましたけれども、議題は保全指針案の報告となっていて、承っておく、ということだと思うのですが、なんかもったいない気がします。これだけの委員のかたがいらして、色んな意見をお持ちで、それが果たしてどんなかたちで反映されるか。今日の議事を伺っている限りは、なにかワークショップ、そういったところを聞いていただく機会を入れて、是非よりいいものにしていただけたらと思います。私も最初に指針の策定に関わった者として、責任があると思ひまして、意見を言わせていただきました。以上です。

【議長（会長）】

事務局には、コロナとかなんとかで色々忙しいと思います。けどやっぱりこの審議会で色んな意見をいただくというのはね、非常に貴重なことなんですよ。これもたかだか2時間のうちに、その場限りの質問、その場限りの回答じゃ話にならないなど。せめてそういうことはないようにお願いします。

では最後に、その他について、委員のみなさん、もしくは事務局のほうから何かありましたら。

【委員】

最初に、会長のほうから紙でやるのか、タブレットでやるのかとお話いただいたんですけども、確かに環境のこと考えると、なるべく紙を少なくするというのも分からないではないのですが、もしタブレットにさせていただけるのであれば、デジタルの資料であれば、例えば、環境基本計画などをさかのぼって見ようにも、ネットにもつながってないし、見れないのです。今、DXということで、市もデジタル化に力入れてると思うのですが、もし、タブレットを進めるのであれば、そのようなところまで是非気遣いしていただけると、ありがたいなと思います。以上です。

【委員】

私は次のときはいないんですけども、事前にこういうものをもらって、これに対して、コメントを事務局のほうに送って、事務局がまとめて、もう1回委員さんのところに戻す、という。ここでしゃべってるんじゃないくて、1回皆さんが思ってることを戻すシステムを作っていただけると、この場がもうちょっと実りある場になれるんじゃないのかなって思うように思います。

【委員】

私、今博物館を統括するような部署にいるところから言わせていただきたいのですが、ご提案ということで。博物館のほうもコロナということで、影響を受けまして臨時休館にしたりですとか、色んな制限のある中で、活動しているんですけども、コロナの中でいったいじゃあ何したのって必ず問われるんですよ。で、博物館のほうは、世界的にも、日本の国内でも、おうちで何が出来るか、というものをいっぱい発信しております。環境に関しても、もちろん環境ですので、現場に行き、谷津に行ったりとかで活動されるのが中心だと思うんですけども、オンラインで出来るワークショップですとか、講演会とか、そういったことを、もうちょっと取り組んでいただくと、達成度というのも上がるかな、という風に思いました。それはそんなにハードルが高くないかと思うので、そのあたりも考えていただけたらいいなど、いうのと、あともう一つですね。今小学校と

中学校のみなさん、タブレットを持っていると思うので、そういったこともツールのひとつとして、活動してみるのもありかなと。博物館にも今、来るお子さん、みんなタブレット持って学習に来られるので、そういったところに地元の佐倉の情報を流していく、っていうようなやり方も考えられたらどうかなっていう風に思いました。

【委員】

コロナだから1回しか開催できないっていうのは、理由にならなくて、なぜならば、Zoom等使って、何回でも開催できたわけですね。ただ1回に押し込めてしまったので、こういう事態になってんのかなと思ってます。なので、何度も、まあ指針を一発で、ほぼ出来上がったものを、これが指針なんだっていう風に見せられても、それは色々に意見あるし、反映されるのかどうかっていうのは分からない。反映されないのかなと半ば思ってます。なので、オンラインで色々なプレゼンが出来るとか、資料を事前に送ってっていうことと同じですけども、Zoomで定期的開催できたわけだし、なぜそれをやらなかったのかっていうのは、ちょっと疑問として残ります。なので、コロナが理由にはならない、と思います。

【議長（会長）】

ほかになにかございませんでしょうか。ないならば、これで今日の報告会は終わりにしたいと思います。

【司会（生活環境課長）】

以上をもちまして、令和3年度第1回佐倉市環境審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

7 閉会

事務局（生活環境課長）により閉会